

訪問看護契約書（医療保険）

第1条（サービスの目的および内容）

1. _____様（以下「利用者」といいます。）と事業者・株式会社エーアイエム訪問看護ステーション エイム（以下「事業者」といいます。）は、利用者が可能な限りご自宅等においてその有する能力に応じて、自立した日常生活が営むことができるよう医療保険等の関係法令およびこの契約書に従い、訪問看護を提供します。

第2条（訪問看護の内容）

1. 事業者は、保健師・看護師等（以下「従業者」といいます。）が利用者宅に訪問し、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、医師の指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し、これに従って訪問看護（リハビリテーションを含む）を提供します。

第3条（訪問看護計画）

1. 従業者は、利用者の意向、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、訪問看護計画を作成します。
2. 従業者は、訪問看護計画を作成したときは、利用者又はその家族に訪問看護計画の内容を説明します。

第4条（サービス提供の記録等）

1. 従業者は訪問後、「訪問看護記録」に記入し、この記録を作成した後2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または自費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担金およびその滞納）

1. サービスに対する利用者負担は、関係法令に基づいて定められている負担金となります。なお、関係法令に基づいて定められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合には関係法令にしたがって改定後の金額が適用されます。
2. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。

第6条（利用者の解約権）

1. 利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、訪問を終了することができます。

第7条（事業者の解除権）

1. 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、訪問を終了することができます。

第8条（終了）

次のいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- 一 第5条の事業者からの終了の意思表示がなされたとき
- 二 第6条の利用者からの終了の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 三 第7条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 四 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療機関に入所または入院したとき
 - (二) 利用者が死亡したとき

第9条（損害賠償）

1. 事業者は訪問にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、行政機関の指導に基づき加入している損害保険（訪問看護事業賠償責任保険）の範囲内でその約款に基づいて損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

第10条（個人情報保護）

1. 事業者はサービスを提供する上に知り得た利用者およびその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書（個人情報提供に関する同意書）により利用者や家族の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報を利用できるものとします。

第11条（苦情処理）

1. 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条（災害時の取り扱い）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をできるものとします。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

重要事項説明書 (医療保険)

当事業所が提供する指定訪問看護・指定予防訪問看護の内容に関し利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	訪問看護ステーション エイム
主たる事業所の所在地	静岡市清水区北矢部 780-2
電話番号	054-355-0086
法人の種別及び名称	株式会社エーアイエム
代表者職	代表取締役
代表者氏名	橋本直美
介護保険事業所番号	2264290145
指定年月日	平成 20 年 10 月 1 日
通常の事業の実施地域	静岡市清水区内 (一部を除く)

2. 事業者の職員の概要

職種	資格	員数	勤務の体制	
管理者	看護師	1 人	常勤 1 人	
看護師		8 人	常勤 3 人	非常勤 5 人
准看護師		1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人
理学療法士		2 人	常勤 2 人	非常勤 0 人
作業療法士		1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人
看護補助者		1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人
事務職員		1 人	常勤 1 人	非常勤 0 人

3. サービスの提供時間

営業日	月～金曜日 但し年末、年始、特に定めた日を除く
営業時間	9時から17時 24時間対応体制のもと必要に応じた適切な対応ができる体制とする

4. 運営方針

- (1) ステーションの看護師等は、利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、静岡市及び関係市町村、地域の保健医療、福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. サービスの内容

「訪問看護」は利用者宅において看護師等その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- 病状・全身状態の観察
- 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 褥瘡の予防
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 認知症の看護
- カテーテル等の管理療養生活や介護方法の指導
- その他医師の指示による医療処置

6. サービス提供

ご利用日	
------	--

スケジュール表にて半月ずつ担当者、訪問時間をご提示します。

7. 訪問看護の記録等

- (1) 従業者は一定期間ごとにサービス提供の状況、目標達成の状況について「報告書」等の記録を作成して、これを主治医に提供します。
- (2) 事業者は「訪問看護記録」等の記録を作成した2年間はこれを適正に保存し、主治医の求めに応じて閲覧、または法的に必要な時は利用者の求めに応じて自費負担によりその写しを交付します。

8. 訪問看護計画

- (1) 従業者は、利用者の日常生活の状況及び意向、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、訪問看護計画を作成します。
- (2) 従業者は、訪問看護計画書を作成したときは、利用者又はその家族に訪問看護計画の内容を説明します。

9. 担当の職員

- (1) 利用者様を担当する訪問看護従業者は、橋本、白鳥、高田、伊豆川、望月、柴、塚本、横澤、今杉、梅原、石間です。
- (2) 利用者様はいつでも担当の従業者の変更を申出ることができます。
(これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。)

10. 訪問看護利用に関する苦情窓口

当事業所が行う訪問看護利用についてのご相談・苦情については
お気軽にお寄せください。

《訪問看護ステーション エイム》

所長：橋本 直美 TEL:054-355-0086 開設時間：9:00～17:00

11. 利用者負担金

- (1) 利用者から頂く、利用者負担金は医療保険制度に基づく金額です。(右表)
- (2) 訪問の往復にかかる交通費
当事業所から2km未満 120円 以降1km増すごとに120円
6km以上10km未満 600円 但し、200m未満は無料
- (3) 料金は、1か月ごとに計算し翌日27日に指定金融口座からの自動引き落としになります

訪問看護料金表

	種類	サービスの提供時間	金額
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費 I	週 3 回までの利用 (1 回につき 30 分から 1 時間 30 分程度)	5550 円/日
		厚生労働大臣が定める疾病等の利用者により利用制限なし。 週 4 日以降 1 日につき	6550 円/日
	難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び主治医が必要と認め特別指示書が交付された場合に限り 1 日 2 回または 3 回以上の訪問ができる	2 回 : 4500 円/日 3 回以上 : 8000 円/日
	緊急訪問看護加算	利用者やその家族の緊急の求めに応じて訪問した場合	2650 円/日
	長時間訪問看護加算	訪問時間が 90 分を超えた場合、週 1 回に限り算定。 特別管理加算を算定する場合に算定	5200 円/週
	複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合	4500 円/週
		看護職員が他の准看護師と同時に訪問看護を実施した場合	3800 円/週
		看護職員が看護補助者 (*1) と同時に訪問看護を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)	3000 円/回 (週 3 日が限度)
		看護職員が看護補助者 (*1) と同時に訪問看護を行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る)	1 日 1 回 3000 円 1 日 2 回 6000 円 1 日 3 回以上 10000 円
	夜間・早朝訪問看護加算	夜間 (18 : 00~22 : 00) 早朝 (6 : 00~8 : 00)	2100 円/回
深夜訪問看護加算	深夜 (22 : 00~6 : 00)	4200 円/回	
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費	訪問看護に必要な計画的な管理に要する費用	初回のみ 7710 円 2 日目以降 : 3010 円/日
	24 時間対応体制加算イ	24 時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて訪問を行う場合に算定	6800 円/月
	特別管理加算 (*2)	留置カテーテル、人工肛門など特別な管理を行う場合に算定	重度 : 5000 円/月 軽度 : 2500 円/月
	退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合算定	8000 円/月
	特別管理指導加算	特別管理加算算定に該当する方退院時共同指導加算を算定する場合に加算される	2000 円/月
	退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合	6000 円/月
	訪問看護情報提供療養費	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村・病院・施設等に訪問看護の情報提供をおこなった場合	1500 円/月
	訪問看護ベースアップ評価料 I	2026 年度に 5.7%、2027 年度に 11.4%の訪問看護ステーションの職員の賃金上昇を行うための評価料	初回のみ 1050 円
	訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合に算定	死亡月に 25000 円
包括型訪問看護療養費 (*3)	24 時間体制で計画的又は随時の対応による頻回の訪問看護を行った場合に算定	(30 分以上 60 分未満) 7010 円/回 (60 分以上 90 分未満) 11010 円/回	
物価対応料	物件費 (光熱費・消耗品費等) の高騰に対応するための費用	月の初日 60 円 月の 2 日目以降 20 円 (*3) を算定している者 20 円/月	

- *1 看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等の看護業務の補助を行う者
- *2 軽度：在宅酸素療養指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡・人工肛門・人工膀胱等の状態・点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる者
 重度：在宅悪性腫瘍患者指導管理等をうけている状態や留置カテーテル等を使用している状態の者
- *3 高齢者住まいに併設・隣接する訪問看護ステーションが当該住まいに居住する利用者（特掲診療料の施設基準等別表7に掲げる疾病等の者、同別表第8に掲げる者に該当する利用者又は特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者に限る）が対象

自費料金表

種類	サービスの提供時間	金額
①訪問看護	日中（9：00～17：00）	医療保険算定の10割
	夜間・早朝	
	深夜（22：00～6：00）	
②長時間の訪問看護	①に準ずる	2時間を超える場合は①の利用料の減算1000円
③日曜・他休業日（30分につき）		①の加算+2000円
④エンゼルケア	日中（9：00～17：00）	11000円
	夜間・早朝	13750円
	深夜（22：00～6：00）	16500円
⑤訪問の往復にかかる交通費		○自費相当額（公的交通機関、タクシー使用の場合） ○訪問車は8（2）に準ずる
⑥外出の付き添い、見守り	2時間以内	10000円 2時間を超える場合は②に準ずる
⑦旅行の付き添い（交通、宿泊旅費等を除く）	1日につき	20000円

12. キャンセル

- (1) 利用者がサービス利用の中止を連絡する場合には速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：訪問看護ステーション エイム
 TEL：054-355-0086
 時間：8：30～17：30

13. 緊急時の対応方法

当事業所における訪問看護のサービス提供中に利用者様の容態に変化等があった場合は、速やかに利用者様の主治医等に連絡します。

主治医	病院名			
	主治医氏名			
	診療科目		診察券番号等	
	連絡先			
緊急連絡先	氏名	(続柄：)		
	連絡先			

14.その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために以下の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等金銭の取り扱いは出来ません。
- ②看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

個人情報提供に関する同意書

株式会社エーアイエム

訪問看護ステーション エイム

個人情報保護の利用目的及びお取り扱いについて

当事業者は、訪問看護サービスの提供を通して、契約者様の個人情報を取得し保有させていただきます。この書面は、契約者様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本事業の基本的姿勢

本事業は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者の方々の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本事業が保有する個人情報の利用目的

本事業は、サービスの申し込み、サービスの提供を通じて収集した個人情報について、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成等といったサービスの提供のために必要に応じて利用致します。

また、利用者・ご家族の方皆様の個人情報は、サービスの提供以外にも以下のような場合に必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の医療従業者、居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 病院、介護保険施設等の入院、入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出、及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

3. 当事業者が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

4. お問い合わせ

個人情報の開示・訂正・利用停止・削除等、また、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談・不明な点は下記の窓口で受け付けております。

個人情報管理統括責任者：代表取締役 橋本直美

個人情報ご相談窓口：所長 橋本直美

電話番号：054-355-0086

開設時間：9:00～17:00（月～金）

24 時間対応体制加算 申込書

当ステーションでは、希望される方に 24 時間対応体制をとらせて頂いております。

この 24 時間対応体制とは

- ① 電話相談サービス
- ② 緊急時訪問看護対応サービス

希望されたご利用者様のみ対応可能となります。

但し、ご連絡頂いた後、緊急訪問を行った場合はその時点から追加となります。

	1 割	2 割	3 割
6800 円 (1 ヶ月)	680 円	1360 円	2040 円

・ 24 時間対応体制加算 を希望する ()

以上、契約等の成立を証するため、この契約書・重要事項説明書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所
(利用者)
電話番号

氏名

代理人（家族）住所

電話番号

氏名

事業所 所在地 静岡市清水区北矢部780-2
名称 訪問看護ステーション エイム
管理者 橋本 直美